平成２６年（フ）第４４１号
京都市北区紫野西藤ノ森町３番地47　みやびハイツ102
債務者　別所　房次
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４９７号
京都市左京区田中上玄京町24番地
債務者　広瀬　悦子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
京都市南区西九条森本町77番地　アルカディア十条106号
債務者　増田　好郎
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５１４号
京都市南区西九条東島町17番地５　エルマンション洛南505号室、前住所京都市南区東九条西岩本町17番地１　岩本団地102号
債務者　安原　恵子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
京都府京丹後市網野町高橋688番地
債務者　石田　義博
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２２８号
堺市南区宮山台１丁６番12―103号
債務者　黒木イソ子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
堺市美原区菩提20番地２　アスガルド101号
債務者　早川　卓也
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
堺市南区桃山台１丁３番22―410号
債務者　東谷　敏枝
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
堺市堺区寺地町東４丁１番４号　寺地文化103号
債務者　清川冨美子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３８９号
堺市堺区市之町東４丁１番４―505号、前住所堺市堺区榎元町６丁１番10―305号
債務者　米田　光夫
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９号
香川県観音寺市茂木町３丁目５番７―102号シャイニングハイツ
債務者　大畑美智子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第１０号
香川県観音寺市村黒町537番地３
債務者　長野富美子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２１号
福岡県大牟田市小浜町82番地62
債務者　高田美智雄
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１４７号
盛岡市東仙北２丁目14番26号　ディアス東仙北201号
債務者　田中　真樹
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８２号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目８番14号　赤星アパート103号
債務者　岡島　昭子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７号
京都府福知山市字篠尾1037番地　光マンションＢ106号
債務者　稲岡　孝信
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
奈良市大安寺６丁目４番３号
債務者　今西　美幸
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
奈良地方裁判所